

広島県広島ヘリポート条例施行規則をここに公布する。

平成二十四年十一月十二日

広島県知事 湯 崎 英 彦

## 広島県規則第七十四号

### 広島県広島ヘリポート条例施行規則

(趣旨)

第一条 この規則は、広島県広島ヘリポート条例（平成二十三年広島県条例第二十八号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(運用時間)

第二条 条例第三条第一項に規定する規則で定める運用時間は、午前八時三十分から午後七時までとする。

(運用時間外使用の申請)

第三条 条例第三条第二項ただし書の規定による運用時間外におけるヘリコプターの離着陸のため広島県広島ヘリポート（以下「ヘリポート」という。）の施設の使用許可を受けようとする者は、運用時間外使用許可申請書（別記様式第一号）を知事に提出しなければならない。

2 救難活動、緊急時等特別の事情によって、前項の申請書によることができない場合には当該申請書に掲げる事項を、電話その他の方法により、申請することができる。

3 前項の規定により申請した者は、申請書を提出できない事情が止んだときは、速やかに申請書を知事に提出しなければならない。

(使用の届出)

第四条 条例第四条第一項の規定による届出をしようとする者は、ヘリポート施設使用（変更）届書（別記様式第二号）を知事に提出しなければならない。

2 前条第二項及び第三項の規定は、前項の届出について準用する。この場合において、前条第二項中「申請書」とあるのは「届書」と、「申請する」とあるのは「届け出る」と、同条第三項中「申請した」とあるのは「届け出た」と、「申請書」とあるのは「届書」と読み替えるものとする。

3 前条第一項の許可申請書の提出があつた場合には、当該申請書の提出をもって第一項の届書の提出があつたものとみなす。

(重量制限外使用許可)

第五条 特別の理由により条例第五条ただし書の規定による制限重量を超えるヘリコプターの使用許可を受けようとする者は、重量制限外ヘリポート使用許可申請書（別記様式第三号）を知事に提出しなければならない。

2 知事は、ヘリポートの施設の状況、使用頻度等を考慮し、ヘリポートの施設が当該ヘリコプターの安全な離着陸に耐え得ると認められる場合その他ヘリポートの管理上支障がないと認められる場合に限り、前項の許可を行うものとする。

(停留、乗降等の場所)

第六条 条例第七条に規定する知事の定める場所は、ヘリポートにおいてこれを掲示し、又は標示する。

(給油又は排油の場所)

第七条 条例第八条第四号に規定する知事の定める給排油の場所については、ヘリポートにおいてこれを掲示し、又は標示する。

(制限区域内立入許可)

第八条 条例第十条ただし書の規定による許可を受けようとする者は、制限区域内立入許可申請書(別記様式第四号)を知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の許可に際して、ヘリポートの管理上必要な条件を付すことができる。

3 第一項の許可を得て制限区域に立ち入る者(以下「制限区域内立入者」という。)は、立入りに際しては、知事の指示に従わなければならない。

4 知事は、制限区域内立入者に対して制限区域内立入許可証を交付する。

5 制限区域内立入者は、立入りに際して、制限区域内立入許可証を左胸部又は上腕部に着用し、外部から制限区域内立入者であることが容易に認識できるようにしなければならない。  
い。

(制限区域内車両運行の許可等)

第九条 条例第十一条第一項ただし書の規定による制限区域内の車両運行の許可を受けようとする者は、制限区域内車両運行許可申請書(別記様式第五号)を、制限区域内の車両運転の許可を受けようとする者は、制限区域内車両運転許可申請書(別記様式第六号)を、知事に提出しなければならない。

2 前条第二項及び第三項の規定は、前項の許可について準用する。この場合において、前条第三項中「制限区域に立ち入る者(以下「制限区域内立入者」という。)」とあるのは「制限区域で車両を運行する者(以下「制限区域内車両運行者」という。)」又は制限区域で車両を運転する者(以下「制限区域内車両運転者」という。)」と、「立入り」とあるのは「運行又は運転」と読み替えるものとする。

3 知事は、制限区域内車両運行者に対して、許可を受けた車両ごとに制限区域内車両運行許可証及び必要な場合には標識旗を、制限区域内車両運転者に対して、車両運転許可番号を付した制限区域内立入許可証を交付する。

4 制限区域内車両運行者は、制限区域内で許可車両を運行するに際しては、制限区域内車両運行許可証を当該車両に備え付けるとともに、外部から容易に認識できるように当該車両を鮮明な色で塗装し、又は標識旗を当該車両に掲げなければならない。

5 前条第五項の規定は、制限区域内車両運転者に適用する。この場合において、前条第五項中「制限区域内立入者」とあるのは「制限区域内車両運転者」と読み替えるものとする。

6 条例第十一条第二項に規定する知事が定める場所については、ヘリポートにおいてこれを掲示し、又は標示する。

(爆発物携帯等の許可等)

第十条 条例第十二条ただし書の規定による許可を受けようとする者は、次の各号に掲げる場合ごとに当該各号に定める申請書を知事に提出しなければならない。

- 一 条例第十二条第二号の行為について許可を受けようとする場合 爆発物携帯等許可申請書 (別記様式第七号)
- 二 条例第十二条第三号の行為について許可を受けようとする場合 爆発物保管等許可申請書 (別記様式第八号)
- 三 条例第十二条第四号の行為について許可を受けようとする場合 裸火使用許可申請書 (別記様式第九号)

2 条例第十三条第一項の営業、条例第十四条の工作物の設置等又は条例第十五条の土地、建物等の使用の許可を受けて、当該営業又は当該設置等若しくは当該使用に係る業務のために条例第十二条第二号に規定する携帯又は運搬を行おうとする者は、当該営業、設置等又は使用の許可の申請の際、併せて前項第一号の申請書を提出しなければならない。

(構内営業の許可等)

第十一条 条例第十三条第一項に規定する規則で定める場合は、次に掲げる事業を営む者が当該事業に係る営業を行おうとする場合とする。

- 一 航空法 (昭和二十七年法律第二百三十一号) 第百条第一項又は第二百二十三条第一項の許可を受けて行う航空運送事業又は航空機使用事業
- 二 航空法第百三十三条第一項の届出をして行う航空運送代理店業
- 三 道路運送法 (昭和二十六年法律第百八十三号) 第四条第一項の免許を受けて行う一般旅客自動車運送事業

2 条例第十三条第一項の規定による許可を受けようとする者は、構内営業許可 (変更) 申請書 (別記様式第十号) を知事に提出しなければならない。

3 前項の許可を受けた者が、当該営業の全部又は一部を他人に譲渡し、貸し渡し、又は委託しようとするときは、構内営業譲渡等許可申請書 (別記様式第十一号) を知事に提出し、許可を受けなければならない。

4 条例第十三条第二項の規定による届出をしようとする者は、構内営業休廃止届書 (別記様式第十二号) を知事に提出しなければならない。

(工作物の設置等の許可)

第十二条 条例第十四条の規定による許可を受けようとする者は、工作物設置等許可申請書 (別記様式第十三号) を知事に提出しなければならない。

2 前項の許可は、ヘリポートの目的又は用途を妨げない範囲内において、ヘリポートの利用及び保全に支障を及ぼすおそれがないと認められる場合に限り、行うものとする。

(土地、建物等の使用許可)

第十三条 条例第十五条の規定による許可を受けようとする者又は既に受けた許可の更新許可を受けようとする者は、土地・建物等使用 (更新・変更) 許可申請書 (別記様式第十四

号)を知事に提出しなければならない。

- 2 前項の許可を受けて行う土地、建物等の使用については、条例及びこの規則に定めるもののほか、行政財産使用規則(昭和三十九年広島県規則第十四号)の定めるところによる。
- 3 第一項の使用の許可の基準については、前項の規定にかかわらず、前条第二項の規定を準用し、行政財産使用規則第二条の規定は適用しない。

(同時申請)

第十四条 条例第十三条第一項、第十四条又は第十五条の許可を受けて一の行為を行おうとする場合において、当該行為についてこれらの規定による複数の許可を必要とするときは、これらの許可の申請は同時に行わなければならない。ただし、同時に行うことができないやむを得ない理由があるときは、この限りでない。

(条件及び期限)

第十五条 条例第十三条第一項、第十四条又は第十五条の許可には、ヘリポートの管理上必要な限度において条件を付し、又は期限を定めることができる。

(原状回復等)

第十六条 条例第十六条の規定による原状回復の義務を負う者(以下「原状回復義務者」という。)は、原状回復後、速やかに知事の検査を受けなければならない。

2 原状回復義務者が原状回復の義務を履行せず、又はその履行が不完全なときは、知事がこれを施行する。この場合において、原状回復義務者は、これに要する費用を負担しなければならない。

(着陸料等の納付方法)

第十七条 条例第十九条第一項に規定する着陸料等(以下「着陸料等」という。)は、次の各号に掲げる着陸料等の種類に応じ、それぞれ当該各号に定めるときに、広島県収入証紙により納付しなければならない。ただし、あらかじめ知事が承認した場合は、別に定める方法により納付することができる。

- 一 着陸料 着陸直後
- 二 停留料 停留終了時

2 前項ただし書の承認を受けようとする者は、特別徴収承認申請書(別記様式第十五号)を知事に提出しなければならない。

(着陸料等の減免)

第十八条 着陸料等は、国又は地方公共団体が公用のためにヘリポートを使用する場合には、免除するものとする。

2 条例第十九条第一項の着陸料は、次に掲げる場合には、免除するものとする。

- 一 航空交通管制その他行政上の必要から着陸を命ぜられたための着陸及び離陸
- 二 離陸後やむを得ない理由のため、他の空港等に着陸することなく、再びヘリポートに着陸する場合の着陸
- 三 やむを得ない事情による不時着及び不時着後最初の離陸

3 前二項に定めるもののほか、知事が特別の理由があると認めるときは、着陸料等を減免することができる。

(検査)

第十九条 条例第二十二條の規定による検査を行う場合において、知事以外の者が管理している施設又は事業場に立ち入るときは、当該職員は、当該施設又は事業場の管理者の承諾を得なければならない。

2 前項の検査を行う職員は、当該検査に際しては、その身分を示す証明書（別記様式第十六号）を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

(書類の経由及び提出部数)

第二十条 条例又はこの規則の規定によつて知事に提出する書類は、広島ヘリポート管理事務所の長を経由しなければならない。

2 前項の書類の提出部数は、正本一部及び副本一部とする。ただし、当該書類の処理に係る権限がヘリポート管理事務所の長に委任されているものにあつては、正本一部とする。

(雑則)

第二十一条 この規則に定めるもののほか、ヘリポートの管理に関し必要な事項は別に定める。

附則

(施行期日)

1 この規則は、平成二十四年十一月十五日から施行する。

(広島県広島西飛行場条例施行規則の廃止)

2 広島県広島西飛行場条例施行規則（平成五年広島県規則第七十八号）は、廃止する。

様式第 1 号 (第 3 条関係)

運用時間外使用許可申請書

平成 年 月 日

広島県知事 様

住所又は所在地

氏名又は名称

㊦

次のとおり運用時間外に広島ヘリポートの施設を使用したいので、広島県広島ヘリポート条例第 3 条第 2 項ただし書の規定により許可してください。

1	使用しようとするヘリポート施設	(1) 滑走路 (2) エプロン (3) その他 ( )
2	使用目的	(1) 航空運送事業 (2) 航空機使用事業 (3) 自家用 (4) その他 ( )
3	使用ヘリコプターの型式及び国籍登録 記号	(1) 型式 (2) 国籍登録番号
4	使用ヘリコプターの 諸元	最大離陸重量 全長 トン
5	使用日時	平成 年 月 日 時 分から 平成 年 月 日 時 分まで
6	飛行経路	空港ヘリポート ～ 空港ヘリポート ～ 空港ヘリポート
7	運用時間外使用の理由	
8	ヘリポートの施設の点検等の方法	
9	その他	

備考 1 この申請をする者は、ヘリポート施設使用 (変更) 届書 (別記様式第 2 号) の提出は要しない。

2 2 の (3) 又は (4) に該当するときは、9 にその具体的な目的を記入すること。

注 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 とする。

様式第 2 号 (第 4 条関係)

ヘリポート施設使用 (変更) 届書

平成 年 月 日

広島県知事 様

住所又は所在地

氏名又は名称

㊦

次のとおり広島ヘリポートの施設を使用 (使用変更) したいので, 広島県広島ヘリポート条例第 4 条第 1 項の規定により届けます。

1	使用しようとするヘリポート施設	(1) 滑走路 (2) エプロン (3) その他 ( )
2	使用目的	(1) 航空運送事業 (2) 航空機使用事業 (3) 自家用 (4) その他 ( )
3	使用ヘリコプターの型式及び国籍登録 記号	(1) 型式 (2) 国籍登録記号
4	使用ヘリコプターの 諸元	最大離陸重量 全長 トン メートル
5	使用日時又は期間	平成 年 月 日 時 分から 平成 年 月 日 時 分まで
6	飛行経路	空港ヘリポート ~ 空港ヘリポート ~ 空港ヘリポート
7	その他	

備考 1 2の(3)又は(4)に該当するときは, 7にその具体的な目的を記入すること。

2 定期的な運航のためにヘリポートの施設を使用する場合には, 運航計画書その他のヘリポート施設の使用計画を記載した書類を添付して, 1カ月分を一括して届けることができる。

※	広島ヘリポート管理 事務所記入欄	取扱者	職名	氏名	㊦
---	---------------------	-----	----	----	---

注 用紙の大きさは, 日本工業規格 A 列 4 とする。

様式第 3 号 (第 5 条関係)

重量制限外ヘリポート使用許可申請書

平成 年 月 日

広島県知事 様

住所又は所在地

氏名又は名称

㊞

次のとおり制限重量を超えるヘリコプターにより広島ヘリポートの施設を使用したいので、広島県広島ヘリポート条例第5条ただし書の規定により許可してください。

1	使用しようとするヘリポート施設	(1) 滑走路 (2) エプロン (3) その他 ( )
2	使用ヘリコプターの型式及び国籍登録 記号	(1) 型式 (2) 国籍登録記号
3	使用ヘリコプターの最大離陸重量	トン
4	ヘリポート使用時の使用ヘ リコプターの重量	離陸重量
		着陸重量
5	使用日時	平成 年 月 日 時 分から 平成 年 月 日 時 分まで
6	使用ヘリコプターの運航の具体的な目 的	
7	制限重量を超えるヘリコプターを使用 しななければならない理由	
8	その他	

備考 この許可を得た者は、速やかに、ヘリポート施設使用 (変更) 届書 (別記様式第 2 号 ) を提出すること。

注 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 とする。



様式第 4 号 (第 8 条関係)

制限区域内立入許可申請書

平成 年 月 日

広島県知事様

住所又は所在地

氏名又は名称

㊦

次のとおり広島へリポートの制限区域に立ち入りたいので、広島県広島へリポート条例第 10 条ただし書の規定により許可してください。

申請番号				
1 氏名				
2 年齢	(満) 歳	(満) 歳	(満) 歳	(満) 歳
3 住所				
4 所属				
5 目的				
6 区域	(1) エゾロン (2) 離着陸区域	(1) エゾロン (2) 離着陸区域	(1) エゾロン (2) 離着陸区域	(1) エゾロン (2) 離着陸区域
	① 滑走路・ 着陸帯 ② 誘導路	① 滑走路・ 着陸帯 ② 誘導路	① 滑走路・ 着陸帯 ② 誘導路	① 滑走路・ 着陸帯 ② 誘導路
	(3) その他 ( )	(3) その他 ( )	(3) その他 ( )	(3) その他 ( )
7 期間	平成 年 月 日～ 平成 年 月 日	平成 年 月 日～ 平成 年 月 日	平成 年 月 日～ 平成 年 月 日	平成 年 月 日～ 平成 年 月 日
8 備考				

備考 1 立入期間が30日以上の場合には、それぞれ写真(脱帽上半身3.0cm×2.5cm)2葉を添付すること。

2 立入りの時間が限定される場合は、備考欄に日付ごとに立入りの時刻を記入すること。

注 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

様式第5号 (第9条関係)

制限区域内車両運行許可申請書

平成 年 月 日

広島県知事様

住所又は所在地

氏名又は名称

㊟

次のとおり広島へリポートの制限区域内で車両を運行の用に供したいので、広島県広島へリポート条例第11条第1項ただし書の規定により許可してください。

1	登録番号 (又は整理番号)				
	車両の種類	車名 型式 年式			
2	所属又は所有者				
3	目的				
5	運行区域		(1) エプロン	(1) エプロン	(1) エプロン
			(2) 離着陸区域	(2) 離着陸区域	(2) 離着陸区域
			① 滑走路・着陸帯 ② 誘導路	① 滑走路・着陸帯 ② 誘導路	① 滑走路・着陸帯 ② 誘導路
	(3) その他 ( )		(3) その他 ( )	(3) その他 ( )	
6	期間		平成 年 月 日～ 平成 年 月 日	平成 年 月 日～ 平成 年 月 日	平成 年 月 日～ 平成 年 月 日
7	備考				

備考1 添付書類

- (1) 自動車検査証の写し又はこれに準じるもの。
- (2) 特殊な形状の車両又は機材の場合(は略図)
- 2 この申請の車両を制限区域内で運行する場合、当該車両を運転しようとする者は、条例第10条ただし書の制限区域内に立ち入る許可及び条例第11条第1項ただし書の車両運転の許可を受ける必要がある。

注 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

様式第 6 号 (第 9 条関係)

制限区域内車両運転許可申請書

平成 年 月 日

広島県知事 様

住所又は所在地

氏名又は名称

㊟

次のとおり広島ヘリポートの制限区域内で車両を運転したいので、広島県広島ヘリポート  
条例第11条第1項ただし書の規定により許可してください。

立入許可申請 番号			
1	氏名		
2	所属		
3	目的		
4	備考		

備考 1 それぞれの自動車運転免許証の写しを添付すること。

2 この申請をする者は、同時に、制限区域内立入許可申請書 (別記様式第 4 号) を提出すること。なお、運転する車両については、条例第11条第1項ただし書の制限区域内で運行する車両の許可を受ける必要がある。

※広島ヘリポート管理事務所記入欄

立入許可番号			
車両運転許可番号			

注 用紙の大きさは、日本工業規格 A列 4 とする。

様式第7号 (第10条関係)

爆発物携帯等許可申請書

平成 年 月 日

広島県知事 様

住所又は所在地

氏名又は名称

㊟

次のとおり広島へリポート内において爆発物（危険を伴う可燃物）を携帯（運搬）したいので、広島県広島へリポート条例第12条ただし書の規定により許可してください。

1	爆発物又は危険物を伴う可燃物の名称（種類）及び数量	(1) 名称又は種類 (2) 数量
2	携帯又は運搬しようとする理由	
3	携帯又は運搬しようとする日時	平成 年 月 日 時から 平成 年 月 日 時まで
4	携帯又は運搬しようとする場所	
5	携帯又は運搬しようとする方法	
6	その他	

備考1 携帯又は運搬しようとする場所の見取図を添付すること。

2 構内営業，工作物の設置等，土地，建物等の使用許可を受ける必要がある場合は，この申請と同時に当該申請書を提出すること。

注 用紙の大きさは，日本工業規格A列4とする。

様式第 8 号 (第10条関係)

爆発物保管等許可申請書

平成 年 月 日

広島県知事 様

住所又は所在地

氏名又は名称

㊟

次のとおり広島へリポート内において指定場所以外で可燃性の液体, ガスその他の物件を保管 (貯蔵) したいので, 広島県広島へリポート条例第12条ただし書の規定により許可してください。

1	可燃性の液体, ガスその他の物件の名称 (種類) 及び数量	(1) 名称又は種類	(2) 数量
2	保管又は貯蔵しようとする理由		
3	保管又は貯蔵しようとする日時	平成 年 月 日	時から 平成 年 月 日まで
4	保管又は貯蔵しようとする場所		
5	保管又は貯蔵しようとする方法		
6	その他		

備考 保管し, 又は貯蔵しようとする場所の見取図を添付すること。

注 用紙の大きさは, 日本工業規格 A列 4 とする。

様式第 9 号 (第10条関係)

裸火使用許可申請書

平成 年 月 日

広島県知事 様

住所又は所在地

氏名又は名称

⑩

次のとおり広島へリポート内において裸火を使用したいので、広島県広島へリポート条例第12条ただし書の規定により許可してください。

1	裸火を使用しようとする場所	
2	裸火を使用しようとする理由	
3	裸火を使用しようとする日時	平成 年 月 日 時 分から 平成 年 月 日 時 分まで
4	裸火を使用しようとする方法	
5	その他	

備考 裸火を使用しようとする場所の見取図を添付すること。

注 用紙の大きさは、日本工業規格 A列 4 とする。

様式第10号 (第11条関係)

構内営業許可 (変更) 申請書

平成 年 月 日

広島県知事 様

住所又は所在地

氏名又は名称

㊟

次のとおり広島へリポート内において営業 (既に受けている構内営業の許可の内容を変更) したいので、広島県広島へリポート条例第13条第1項の規定により許可してください。

1	営業の種類		(変更前)
2	目的		(変更前)
3	資本金の額		
4	利用する施設		(変更前)
5	営業期間	平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで	(変更前) 平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで
6	現に行っている営業がある場合は、その営業の概要		
7	その他参考事項		

備考 1 不用の文字は消すこと。

2 添付書類 (変更の場合は、当該変更に関係するものに限る。)

(1) 定款又は寄附行為 (個人にあつては戸籍抄本)

(2) 資産若しくは納税に関する証明書又は商業登記簿抄本並びに前年度の財産目録、賃借対照表及び損益計算書 (個人にあつては資産又は納税に関する証明書)

(3) 当該営業について、主務官庁の許認可を必要とする場合には、当該営業の許可又は認可を証する書類

3 既に受けている許可の内容を変更する場合には、1, 2, 4及び5の変更前の欄に許可を受けている事項を記載すること。

注 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

様式第11号 (第11条関係)

構内営業譲渡等許可申請書

平成 年 月 日

広島県知事 様

住所又は所在地

氏名又は名称

⑭

次のとおり許可を受けている構内営業について譲渡等をしたいので、広島県広島へリポート条例施行規則第11条第3項の規定により許可してください。

1	申請の区分等	区分	範囲
		譲渡・貸し渡し・委託	全部・一部 ( )
2	譲渡等しようとする相手方	氏名又は名称 (法人にあっては代表者名) 住所又は所在地	
3	譲渡等しようとする営業の種類		
4	目的		
5	許可を受けている営業期間	平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで	
6	相手方の資本金の額		
7	相手方が現に行っている営業がある場合は、その営業の概要		
8	その他参考事項		

備考 添付書類

- (1) 相手方の定款又は寄附行為 (個人にあっては戸籍抄本)
- (2) 相手方の資産若しくは納税に関する証明書又は商業登記簿抄本並びに前年度の財産目録, 貸借対照表及び損益計算書 (個人にあっては資産又は納税に関する証明書)
- (3) 相手方が当該営業について, 主務官庁の許認可を必要とする場合には, 当該営業の許可又は認可を証する書類

注 用紙の大きさは, 日本工業規格A列4とする。



様式第12号 (第11条関係)

構内営業休業届書

平成 年 月 日

広島県知事 様

住所又は所在地

氏名又は名称

⑩

次のとおり広島へリポート内における構内営業を休業止したいので、広島県広島へリポート条例第13条第2項の規定により届けます。

1	申請の区分	休止・廃止			
2	構内営業許可年月日	平成 年 月 日			
3	休業止の理由				
4	休止の期間 又は 廃止の年月日	休止期間	平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで		
5	その他の参考事項	廃止期日	平成 年 月 日		

注 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

様式第13号 (第12条関係)

工作物設置等許可申請書

平成 年 月 日

広島県知事 様

住所又は所在地

氏名又は名称

㊟

次のとおり広島へリポート内において工作物の設置等をしたいので、広島県広島へリポート条例第14条の規定により許可してください。

1	申請の区分	工作物の		(1) 設置	(2) 増築	(3) 改築	(4) 用途の変更
				(5) 除去			
2	設置等しようとする場所			(変更前)			
3	申請しようとする工作物の内容 (概要)	種類		(変更前)			
		構造		(変更前)			
		数量		(変更前)			
4	目的及び理由						
5	使用期間	平成 年 月 日から	(変更前) 平成 年 月 日から				
		平成 年 月 日まで	平成 年 月 日まで				
6	工事着工及びしゅん工予定日	着工予定年月日	平成 年 月 日から				
		しゅん工予定年月日	平成 年 月 日まで				

備考 1 添付図書

- (1) 戸籍抄本又は商業登記簿抄本 (設置の場合に限る。)
- (2) 位置図, 設計図面, 仕様書及び工事明細書
- (3) 申請者の所有でない土地又は建物を使用する場合は, 当該土地又は建物を使用する権利を有することを証明する書類
- 2 既に受けている許可の変更の場合には, 2, 3 及び5の変更前の欄に許可を受けている事項を記載すること。

注 用紙の大きさは, 日本工業規格 A列 4 とする。

様式第14号 (第13条関係)

土地・建物等使用 (更新・変更) 許可申請書

平成 年 月 日

広島県知事 様

住所又は所在地

氏名又は名称

⑩

次のとおり広島へりポート内の広島県知事が管理する土地，建物等を使用したいので，広島県広島へりポート条例第15条の規定により許可してください。

1	申請の区分等	申請しようとする財産の種類		区分
		土地・建物・その他 ( )		
2	使用しようとする財産の表示	名称		(変更前)
		所在 明細		(変更前)
3	使用目的			(変更前)
4	理由			
5	使用期間	平成 年 月 日から		
		平成 年 月 日まで		
6	変更・更新の場合，現在の使用期限等	許可年月日	使用期限	使用料
		平成 年 月 日	平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで	円

備考 1 添付図書

- (1) 戸籍抄本又は商業登記簿抄本 (使用許可申請の場合に限る。)
  - (2) 位置図及び見取図
  - (3) 工事を伴う場合は設計図面，仕様書及び工事明細書
- 2 既に受けている許可の更新・変更の場合には，2及び3の変更前の欄に許可を受けている事項を記載すること。
- 注 用紙の大きさは，日本工業規格A列4とする。

様式第15号 (第17条関係)

特別徴収承認申請書

平成 年 月 日

広島県知事 様

住所又は所在地

氏名又は名称

㊞

次のとおり，着陸料等の特別な方法による納付について，広島県広島へリポート条例施行規則第17条第1項ただし書の規定により承認してください。

	承認を受けようとする着陸料等の種類及び予定金額	種類		予定金額	
		(1) 着陸料		(1) 着陸料	円
1	承認を受けようとする着陸料等の種類及び予定金額	(2) 停留料		(1) 着陸料	円
2	承認を受けようとする期間 (最長1か月以内)	平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで		(2) 停留料	円
3	承認を受けようとする納付方法	(1) 納入通知書により，1月分ごと一括して納付 (2) その他 ( )		(1) 納入通知書により，1月分ごと一括して納付	
4	承認を受けようとする理由			(2) その他 ( )	
5	その他参考事項				

注 用紙の大きさは，日本工業規格A列4とする。

様式第16号 (第19条関係)

(表面)

証 票	第 号
職名 氏名	
上記の者は、広島県広島へリポート条例第22条の規定による検査を行う職員であることを証明する。	
平成 年 月 日	
広島県知事	印
9センチメートル	
6センチメートル	

(裏面)

広島県広島へリポート条例抜すい

第22条 知事は、へリポートの管理上必要があると認めるときは、第10条ただし書、第11条第1項ただし書、第12条ただし書、第13条第1項、第14条又は第15条の規定による許可を受けた者に対し、報告を求め、又はその職員に、施設若しくは業務の状況について必要な検査をさせることができる。

広島県広島へリポート条例施行規則抜すい

第19条 条例第22条の規定による検査を行う場合において、知事以外の者が管理している施設又は事業場に立ち入るときは、当該職員は、当該施設又は事業場の管理者の承諾を得なければならない。

2 前項の検査を行う職員は、当該検査に際しては、その身分を示す証明書(別記様式第16号)を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。